5～7　（略）

8　第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一　（略）

二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

三　（略）

四　介護医療院　栄養士又は介護支援専門員

9～17　（略）

（サービス提供困難時の対応）

第百三十三条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第百三十七条　（略）

2～5　（略）

6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7　（略）

（緊急時等の対応）

第百四十五条の二　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第百三十一条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

（運営規程）

第百四十八条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一～五　（略）

六　緊急時等における対応方法

七・八　（略）

5～7　（略）

8　第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一　（略）

二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

三　（略）

（新設）

9～17　（略）

（サービス提供困難時の対応）

第百三十三条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第百三十七条　（略）

2～5　（略）

（新設）

6　（略）

（新設）

（運営規程）

第百四十八条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一～五　（略）

（新設）

六・七　（略）